

令和5年5月10日

公 告

分任契約担当官

自衛隊函館地方協力本部長 大垣 雅之

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

| No. | 品名 | 規格 | 予定数量 | 単位 | 備考 |
|-----|-----------------|---------|------|----|----|
| 1 | 部外技能訓練（大型自動車2種） | 仕様書のとおり | 4 | 人 | |
| 2 | 部外技能訓練（普通自動車2種） | 仕様書のとおり | 4 | 人 | |

(2) 履行場所：業者指定場所（函館市近郊）

(3) 履行期限：令和5年6月5日～令和5年7月28日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D」以上の格付けを有する者
- (4) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に適合する者であること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所：自衛隊函館地方協力本部及び北部方面会計隊ホームページ

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：自衛隊函館地方協力本部 会議室
- (2) 日時：令和5年5月22日 10時00分～

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が判断し難い入札
- (4) 入札書（押印省略をした業者）の担当者氏名及び連絡先が記載されていない入札

- (5) 入札書（押印を省略しない業者）の押印された印影が判別し難い入札
- (6) 電報・FAXによる入札
- (7) 到着日時に遅れた郵便等による入札
- (8) 宣誓した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (9) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）、は上記の公告にたいして「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）と記載すること。

7 契約書の作成：契約金額が50万円を超えた場合、遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が50万円を超えない場合には作成を省略することができる。

8 落札決定方式：単価による。当本部所定の予定価格の制限の範囲内で、予定数量×入札単価の総額が最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。ただし契約書を作成しない場合は落札者を決定したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目は8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目は108分の100）に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵送により参加する場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れ封をし、資格審査結果通知書（写）と共に「〇〇 入札書在中」と明記した封筒に入れて令和5年5月21日17時00分までに自衛隊函館地方協力本部へ必着とする。併せて電話にて入札書が到着しているかの確認を行うものとする。
- (6) 再度入札に関しては、令和5年5月26日10時00分に実施するため、入札書を令和5年5月25日17時00分までに自衛隊函館地方協力本部へ必着とする。

10 入札に関する問い合わせ先：自衛隊函館地方協力本部 総務課 伊藤

TEL 0138-53-6241

FAX 0138-53-6242

11 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：函館地方協力本部、函館駐屯地、函館商工会議所、北斗市商工会、
北部方面会計隊 HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
自衛隊函館地方協力本部 HP <https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/>
- (2) 掲示期間：令和5年5月10日～令和5年5月22日

付紙

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上滅殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

| | | |
|---------------------|--------|----------------|
| 物品番号 | | 仕 様 書 番 号 |
| | | 函館地本援-2 |
| 部外技能訓練 (大型自動車2種) | 作 成 | 令和5年 5月 8日 |
| | 変 更 | 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 自衛隊函館地方協力本部援護課 |

1 総 則

適用範囲

この仕様書は、自衛隊函館地方協力本部で実施する部外技能訓練（大型自動車2種）について規定する。

2 実施要領

任期満了退職予定自衛官及び定年退職自衛官を対象とし、大型自動車2種運転免許を取得するために必要な教習を次のとおり実施する。

(1) 教習予定期間

令和5年6月5日～令和5年7月28日

(2) 教習時間

8時30分～17時00分

(3) 教習場所

公安委員会指定自動車教習所（以下「教習所」という。）で、函館駐屯地から教習場所まで車両移動で60分以内の移動が可能な場所とする。

(4) 受講予定期数

4名

(5) 受講資格

大型2種免許取得に必要ないずれかの第1種免許を取得して3年以上経過している者

(6) 教習費用等

ア 受講者が大型自動車2種運転免許を取得するために必要な教習費用及び諸経費並びに技能補習料金等を含めた総額を決定する。

イ 教習所が規定する施設維持費、入学会員等は1時間単価に含むものとし、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。

ウ 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。

エ 事故等のため受講人員が減ずる場合は第2項第6号ア項の金額を減ずる。

3 管理事項

- (1) 函館駐屯地と教習所間の送迎の実施（教習日における教習開始前及び教習終了後の計2回）
- (2) 教習所内における専用待機場所の提供

4 提出書類

官と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを契約担当官等に提出すること。

5 検査及び監督

検査及び監督は、本仕様書に基づき契約担当官等が実施するものとする。

6 その他

本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、契約担当官等と協議の上決定する。

陸上自衛隊仕様書

| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
|------|---------------------|----------------|------------|
| | | 函館地本援-3 | |
| | 部外技能訓練 (普通自動車2種) | 作成 | 令和5年 5月 8日 |
| | | 変更 | 年 月 日 |
| | | 作成部隊等名 | |
| | | 自衛隊函館地方協力本部援護課 | |

1 総則

適用範囲

この仕様書は、自衛隊函館地方協力本部で実施する部外技能訓練（普通自動車2種）について規定する。

2 実施要領

任期満了退職予定自衛官及び定年退職自衛官を対象とし、普通自動車2種運転免許を取得するために必要な教習を次のとおり実施する。

(1) 教習予定期間

令和5年6月5日～令和5年7月28日

(2) 教習時間

8時30分～17時00分

(3) 教習場所

公安委員会指定自動車教習所（以下「教習所」という。）で、函館駐屯地から教習場所まで車両移動で60分以内の移動が可能な場所とする。

(4) 受講予定期数

4名

(5) 受講資格

普通2種免許取得に必要ないいずれかの第1種免許を取得して3年以上経過している者

(6) 教習費用等

ア 受講者が普通自動車2種運転免許を取得するために必要な教習費用及び諸経費並びに技能補習料金等を含めた総額を決定する。

イ 教習所が規定する施設維持費、入学会員等は1時間単価に含むものとし、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。

ウ 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。

エ 事故等のため受講人員が減ずる場合は第2項第6号ア項の金額を減ずる。

3 管理事項

- (1) 函館駐屯地と教習所間の送迎の実施（教習日における教習開始前及び教習終了後の計2回）
- (2) 教習所内における専用待機場所の提供

4 提出書類

官と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを契約担当官等に提出すること。

5 検査及び監督

検査及び監督は、本仕様書に基づき契約担当官等が実施するものとする。

6 その他

本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、契約担当官等と協議の上決定する。